

申請書記載例

別紙様式ー1

指定(指示)施設使用許可申請書

令和4年(2022年)4月1日

〇〇町長 様

申請者 住 所 〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目
(ふりがな) ほっかいどう たろう
氏 名 北海道 太郎
電話 番号 (011) 231-4111
日 中 の 連 絡 090-〇×△〇-△×〇〇

次のとおり、指定(指示)施設を使用したいので、北海道漁港管理条例第13条第1項の規定により関係書類を添えて申請します。

漁 港 名	〇〇漁港
船 舟 名	北海道 号
船舶の長さ、幅員及び喫水、推進機関の種類及び馬力、船舶の材質並びに船舶の種類	長さ:4.5m 幅:2.2m 喫水:0.98m 推進機関:船外機(電気着火) 馬力:100馬力 船舶材質:FRP 船舶種類:汽船(プレジャーボート)
船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号	第 2003 - 117 号
使用する漁港施設の名称	〇〇漁港 船揚場
使用の目的	釣りのため
使用の期間	令和4年(2022年)5月1日 (午前 (午後) 5時) から 令和4年(2022年)5月1日 (午前 (午後) 4時) まで
船舶使用者の住所及び氏名	
船舶所有者の住所及び氏名(法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地)	

- 注 1 申請者が法人とあっては、その名称及び代表者氏名を記載すること
2 船舶使用者と申請者が同一人の場合、船舶使用者の住所及び氏名欄の記載は不要
3 船舶所有者と申請者が同一人の場合、船舶所有者の住所及び氏名欄の記載は不要

記載に関する留意事項

申請期日や添付書類等は「プレジャーボートなどの漁港使用について」の本文を参考にして下さい

- 申請書は、使用しようとする漁港所在地の市町村へ提出して下さい。
 - ① 月の1日以降に使用開始したい場合→前月1日から15日の間に申請
 - ② 月の16日以降に使用開始したい場合→前月1日から末日の間に申請
- 許可指令書等の送付作業の効率化のため、住所記入欄上の余白に「郵便番号」の記載をお願いします。
- **令和3年4月から、規則改正により押印が廃止されました。**
- 申請書に不備等があった場合、緊急的に市町村から照会が必要となる場合があるので、差し支えがなければ、日中でも連絡可能な「携帯電話番号」又は「緊急連絡先電話番号」も記載してください。
- 漁港名は、「漁港一覧」(P16~P17)を参照して正確に記載してください。
- 船舟名は、船舶検査証書に記載の船名を記載してください。
- それぞれ、船舶検査証書又は船舶検査手帳に記載されている内容を漏れなく記載してください。
- 番号は、船舶検査証書に記載されている「船舶番号、船舶検査済票の番号又は漁船登録番号」を記載してください。
- 使用する漁港施設の名称は、正確に必ず記載してください。
(例) 係留施設の場合 「〇〇漁港 〇〇防波堤」
(例) 船揚場(斜路)の場合 「〇〇漁港 船揚場」
- 使用目的は、簡潔に分かりやすく記載してください。
- 使用の期間欄は、以下を参考に記載してください。
 - ・ 使用日が連続する場合 : 令和4年(2022年)4月1日から令和4年(2022年)4月31日まで
 - ・ 使用日が連続しない場合 : 令和4年(2022年)4月1日、4月5日、4月21日
(ただし、使用開始日より1ヶ月未満の使用に限る)
 - ・ 寄港など24時間未満の場合 : 令和4年(2022年)4月1日(午後6時)から令和4年(2022年)4月2日(午前9時)まで
なお、許可後の訂正(期間の短縮、延長)はできませんので、注意してください。
- 船舶の所有者と申請者が同一人でない場合
(例) 法人が船舶により観光船業等を営む場合
申請者:法人 使用者:観光船等の船長
- 船舶所有者と申請者が同一人でない場合は、別途「申請者が船舶の使用について権利を有していることを証明する書面」が必要となります。